

社会福祉法人 日本コイノニア福祉会 役員等報酬及び退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本コイノニア福祉会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬、賞与（以下 報酬等とする）及び退職慰労金を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬及び賞与の額は、別表1及び2の範囲内で決定する。

- (2) 決定は、前年の会計年度の最終のものに係る定時評議員会にて行う。
- (3) 通勤手当については、別表3に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等の通勤手当については公共交通機関を利用しての実費支給とする。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には第3条の報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支払うこととする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 報酬等は現金にて支給するが、本人の同意により指定する口座へ振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の口数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(役員退職慰労金)

第9条 常勤役員が退任（死亡を含む）したときに、当該役員または遺族に対して退職慰労金を支給する。

(退職慰労金の支給対象)

第10条 退職慰労金の支給対象は、当法人の役員のうち常勤役員とする。
但し、法人内他職種との兼務役員については支給対象外とする。

(退職慰労金の額)

第11条 退任時報酬月額×在任年数とする。

(退職慰労金に係る在任期間の計算)

第12条 在任期間の計算における1年は、決算評議員会の日から次期決算評議員会の前日までとする。止むを得ない事情で年の途中で退任した場合は月割りとし、1カ月未満の月は切り上げて計算する。

(退職慰労金の支給時期・方法)

第13条 役員退職慰労金は支給対象役員が退任後、この規程に基づき評議員会にて議決後2か月以内に全額を支給する。

- 2 但し社会・経済情勢又は法人の業績により、当該役員を協議の上で支給時期や分割支給等の支給方法を別に定めることができるものとする。

(退職慰労金の減額及び不支給)

第14条 次の各号に該当するときは、役員退職慰労金を減額若しくは不支給とする。

- (1) 法人の信用を傷つけ又は在任中知り得た法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えたとき。
- (2) 在任中不都合な行為があり役員を解任されたとき。
- (3) その他、前各号に準ずる行為があり、評議員会において減額若しくは不支給が適当と認められたとき。

(端数の処理)

第15条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(旅費)

第16条 役員等が職務のための出張に関する費用は、別表6に基づき支給することができる。

(公表)

第17条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第18条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第19条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

令和3年6月26日より施行する。

令和4年6月25日より施行する。

(但し役員退職慰労金の算定期間の始期については令和3年6

月26日に遡及して施行する。)

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 6,000,000円以内
理事	年額 5,000,000円以内

別表2 (常勤役員等の賞与)

7月・12月に支給	報酬と合わせ別表1の範囲内とする
-----------	------------------

別表3 (常勤役員等の通勤費)

ア 通勤手当(マイカーなどを利用)	2 - 5 km	3,000円	20 - 25 km	12,900円
	5 - 10 km	4,200円	25 - 30 km	15,800円
	10 - 15 km	7,100円	30 km 以上	18,700円
	15 - 20 km	10,000円		
イ 交通機関を利用	定期代の支給通勤用具として電車等の交通機関を利用する場合は、その利用機関の定期代を支給する。但し、定期代は3ヶ月分を購入するものとする。			

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日 10,000円 半日 5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日 10,000円 半日 5,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	20,000円
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日 10,000円 半日 5,000円

別表5 (非常勤役員等の交通費)

非常勤役員等の交通費は自宅の最寄り駅からの公共交通機関の実費を支給する。

別表6 (旅費)

公共交通機関利用	実費支給
自家用車使用 (止むを得ない場合)	走行距離 (最短距離) × 30円 尚、高速道路の使用が必要な場合は、その通行料を含めて支給する。